

第3章 地球温暖化対策の推進

第1節 地球温暖化対策の推進

1 現状と課題

近年、二酸化炭素などの**温室効果ガス***が大気中に大量に排出されたことなどにより、地球温暖化が進行し、異常気象や海面の上昇など、地球環境への深刻な影響が懸念されています。19年に公表された国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第4次報告によれば、温暖化は世界中の地域の自然と社会に影響が現れており、人類が排出してきた温室効果ガスの増加に起因する可能性が非常に高いと結論付けられました。

また、今世紀末までの世界の平均気温は、最も排出量が多いシナリオをとった場合、2.4℃～6.4℃上昇すると予測され、生態系への影響や食料生産性の低下、干ばつや洪水による被害などが世界各地で起こるとされています。

世界レベルでは、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として、4年に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が採択され、その後、9年12月に京都で開催された**地球温暖化防止京都会議（COP3）***では、先進国の温室効果ガスの排出量に関する法的拘束力のある数値目標を盛り込んだ「**京都議定書***」が採択され、17年2月16日に発効しました。府では、発効当日に京都議定書が採択された国立京都国際会館において、京都議定書発効記念行事「京都議定書発効！～世界からのメッセージ」を環境省及び京都市と共同で開催しました。

京都議定書では、2年の6種類の温室効果ガス総排出量を基準として、20～24年の5年間に、先進国全体で少なくとも5%の削減を目指すこととされています。その方法のひとつとして、「京都メカニズム」（共同実施、クリーン開発メカニズム、排出量取引）と呼ばれる、国際的に協調して目標を達成するための仕組みが導入されています。

国では、17年4月に「京都議定書目標達成計画」を閣議決定し、京都議定書の6%削減約束の達成に向けた総合的な施策が展開されています。

府では、京都議定書誕生の地の自治体としての責任と役割に基づき、17年12月に、地球温暖化対策に特化した条例として「府地球温暖化対策条例」を制定（18年4月から順次施行）し、温室効果ガスを2年度に比べ22年度までに10%削減するという高い目標を掲げ、地球温暖化防止の取組を府民総参加の下で、総合的かつ計画的に推進しています。

【府の温室効果ガスの排出量の状況】

18年度の京都府全体の温暖化効果ガス排出量は1,446万tと、2年度の1,477万tに比べ、2.1%の減少となりました。

各部門別の状況では、産業部門が2年度に比べ25.1%減少したほかは、運輸部門1.7%、民生・家庭部門15.2%、民生・業務部門31.4%と増加しており、特に、家庭部門と業務部門での増加が顕著になっています。

産業部門の減少の要因は、各事業所におけるエネルギー転換や省エネの取組が進んだことなどが上げられます。運輸部門では、自動車の燃費が上昇したものの、自動車の保有台数が増加したことにより増加傾向にあります。民生・家庭部門では、世帯数の増加や1世帯当たりの家電製品数の増加が、また、民生・業務部門では、店舗面積の増加や営業時間の延長などが排出量の増加要因となっており、それぞれの要因分析を基にした対策が必要となっています。

図3-4 京都府における温室効果ガスの削減目標

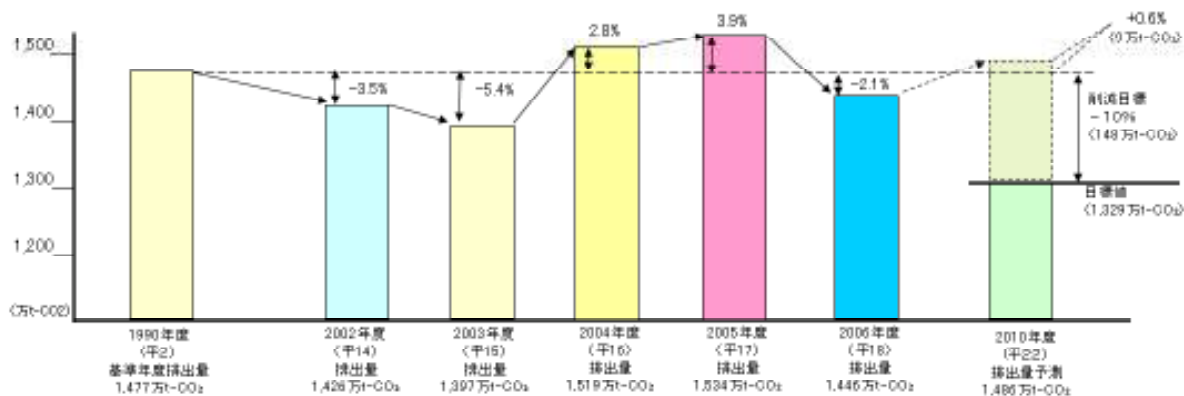


表3-14 京都府における温室効果ガスの排出状況

(排出量：万t-CO₂)

区 分	2年度	14年度	15年	16年度	17年度	18年度	22年度目標	
							予測	目標
産業部門	530	401	395	397	394	369	424	382
(伸び率)		-24.3%	-25.5%	-25.1%	-25.7%	-30.4%	-20.0%	-28%
運輸部門	346	381	370	364	357	352	375	333
(伸び率)		10.1%	6.9%	5.2%	3.2%	1.7%	8.4%	-4%
民生・家庭系	269	273	263	313	328	310	284	258
(伸び率)		1.5%	-2.2%	16.4%	21.9%	15.2%	5.6%	-4%
民生・業務系	220	259	260	315	317	289	226	205
(伸び率)		17.7%	18.2%	43.2%	44.1%	31.4%	2.7%	-7%
その他	46	43	45	66	72	64	95	91
(伸び率)		-6.5%	-2.2%	43.5%	56.5%	39.1%	106.5%	97.8%
二酸化炭素 計	1,411	1,357	1,333	1,455	1,468	1,384	1,404	1,269
(伸び率)		-3.8%	-5.5%	3.1%	4.0%	-1.9%	-0.5%	-10%
温室効果ガス 計	1,477	1,426	1,397	1,519	1,534	1,446	1,486	1,329
(伸び率)		-3.5%	-5.4%	2.8%	3.9%	-2.1%	0.6%	-10%
使用した電気排出係数 (関電係数)	(0.35)	(0.26)	(0.261)	(0.356)	(0.358)	(0.338)	(0.34)	

(参考) 全国係数で計算した 温室効果ガス排出量 1,568 1,662 1,675 1,625 1,644 1,565
(使用係数) (0.421) (0.407) (0.436) (0.421) (0.425) (0.410)

2 地球温暖化防止対策の推進

①温室効果ガス排出抑制対策の概要

府では、9年12月に地球温暖化防止京都会議(COP3)で「京都議定書」が採択されたことを踏まえ、京都市や京都商工会議所等の地元関係14団体とともに「**地球環境京都宣言***」をとりまとめ、世界に向けて発信しました。また、京都会議の歴史的意義を後世に伝えるとともに、地球温暖化防止についての府民の日々の取組を啓発するものとして、10年4月には府立植物園南側の鴨川河畔に「地球温暖化防止京都会議記念モニュメント広場」を整備しました。

温室効果ガス排出抑制の取組について、9年3月に「**京と地球の共生計画—京都府地球環境保全行動計画—**」を策定し、地球温暖化防止をはじめとする地球環境保全のための行動指針を示しましたが、京都議定書の採択を契機として、11年3月には府における削減数値目標を示した「**京と地球の**

共生計画「地球温暖化対策推進版」を策定しました。

さらに、14年12月には「地球温暖化対策プラン」を策定して具体的な取組を進めるとともに、16年12月には新たな展開を図るために、このプランの改定を行い、以後毎年改定を行っています。17年12月には、府域における温暖化対策を総合的、体系的に進める「府地球温暖化対策条例」を制定し、10%の温室効果ガス削減目標を設定しました。また、同条例に基づき、「京と地球の共生計画「地球温暖化対策推進版」を全面改定し、18年10月に「府地球温暖化対策推進計画」を策定しました。

現在、推進計画及び地球温暖化対策プランに基づき、温室効果ガス排出抑制に向けた取組を推進しています。

一方、府自らの率先実行計画として、18年9月に「地球にやさしい府庁プラン」を策定したほか、太陽光発電、太陽熱利用、**コージェネレーション***等の**新エネルギー***、省エネルギー設備を府施設に導入するなど、府の事務事業からの温室効果ガスの排出抑制に向けて取り組んでおり、現在、「府庁CO₂ 20%削減運動」を推進するなど一層の率先した取組を進めています。

②地球温暖化対策プランの策定

府では、府民総参加による温暖化対策を推進するため、平成14年度から有識者、関係団体、環境**NGO***等による「地球温暖化対策プラン検討会議」を設け、当面府が重点的に取り組んでいく施策等を取りまとめた「地球温暖化対策プラン」を策定（16・17・18・19年度に改訂）し、P D C Aにより重点的に取り組むべき具体的な施策を立案実行しており、20年12月には、重点対策の中でも早期に実施が必要な施策を盛り込み、プランの改訂を行いました。

引き続き、新たなプランや条例等に基づき、府民総参加による取組を推進し、京都議定書誕生の地にふさわしい先駆的・先導的な役割を果たしていくこととしています。

表3-15 地球温暖化対策プランに基づく施策の実施状況

分野	主な施策
府民や事業者等の役割に応じた具体的・継続的行動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模事業者等の排出量等の報告・公表制度 ○K E S 認証をはじめとする環境マネジメントシステムの導入支援 ○中小企業地球温暖化対策応援事業の実施 ○エコカーマイスター、エコドライブマイスター、省エネマイスターの養成 ○省エネアドバイザー派遣事業
自然エネルギー等の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○京都エコエネルギープロジェクト推進（新エネルギーの電力需給システムの実証研究） ○風のプロジェクト <ul style="list-style-type: none"> ・うみかぜ風力エネルギー普及モデル支援事業 ○府の施設への自然エネルギー発電施設の導入
地域の取組を支える推進体制及びネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ○京と地球の共生推進事業（相談窓口の常設、学校や地域での温暖化学習・研修の実施等地域活動の支援、推進員研修） ○教育委員会と連携した初任者教員への温暖化研修の実施
森・緑の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○「緑の公共事業アクションプラン」、「『環』の公共事業行動計画」、屋上緑化等の推進 ○ウッドマイレージCO₂認証制度の実施、普及 ○モデルフォレスト運動の推進
運輸部門での取組促進	<ul style="list-style-type: none"> ○「環境にやさしい配送宣言」、「エコドライブ宣言」制度の普及 ○天然ガス自動車の導入促進
家庭での取組支援	<ul style="list-style-type: none"> ○インターネット環境家計簿の運用、エコ親子認定 ○「きょうとエコ貯」の取組 ○京都エコポイントモデル事業の実施
府庁の率先垂範	<ul style="list-style-type: none"> ○府庁CO₂20%削減運動推進事業の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎の断熱対策 ・待機電力対策 ・職場省エネ活動の推進、電力量の「見える化」システムの導入

図3-5 地球温暖化対策プラン（20年度版）の重点施策の一覧

<p>（1）京都エコポイントモデル事業の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ○関西広域連携への展開 ○京都CO₂削減バンクの強化・拡充の検討
<p>（2）低炭素社会のまちづくり、地域づくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車等（EV・pHV）の普及促進 ○大規模新築建築物に対する省エネ化の促進 ○新エネルギー・自然エネルギーの普及促進 ○学研都市における全戸ソーラー街区モデル事業の促進 ○「DO YOU KYOTO？」府民推進会議の設置
<p>（3）環境と経済が両立する地域づくり推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○京都版中小企業CDMモデル事業の検討 ○京都産業エコ推進機構との連携による省エネ・創エネ技術開発の促進 ○「エコ京都21」等先進企業・NPOに対する顕彰制度の充実
<p>（4）京都の知恵と文化を生かした暮らし方の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ○京都に蓄積されている自然と共に生きる知恵と文化を基に新しいライフスタイルを発信 ○「自然環境と暮らしの結びつき」の理解を促進し、自然と共に生きる考え方を醸成
<p>（5）部門別対策の強化</p> <p>①産業部門対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○京都版中小企業CDMモデル事業の検討(再掲) ○中小企業のエコ化促進 <p>②業務部門対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大規模新築建築物に対する省エネ化の促進(再掲) ○府庁の率先垂範（府庁CO₂20%削減運動推進事業の展開） <p>③運輸部門対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車等（EV・pHV）の普及促進(再掲) ○公共交通機関利用促進キャンペーンの実施 ○エコドライブの普及促進の支援 <p>④家庭部門対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地球温暖化防止活動推進員を中心に企業と学校が連携した親子温暖化教室の実施 ○地球温暖化防止活動推進センターによる家庭版省エネ診断・相談事業の充実 ○戦略的な広報など啓発活動の充実

③ 府地球温暖化対策条例の概要

(1) 条例の特色

ア 長期展望に立ちつつ、当面の削減目標を数値で明示

温室効果ガスの排出量が大幅に削減された社会を目指し、その第一歩として、22年度までに2年度比で温室効果ガスを10%削減する数値目標を設定しています。(都道府県では全国初)

イ 地球温暖化対策を総合的に推進

事業活動、建築物、緑化の推進、自動車交通、電気機器、自然エネルギー、森林整備など、幅広い地球温暖化対策を盛り込み、府内における地球温暖化防止の取組を総合的に推進しています。

ウ 府の特性を活かした内容

・多様な地域性(大都市部と農山村) → 府域の特性に応じた取組の強化

大都市部 = ヒートアイランド現象* → 屋上等の緑化の推進 等

農山村 = 豊かな森林資源 → 府民参加による森林の保全・整備、府内産木材の利用の促進 等

・学生のウェイトが高い → 大学等による学生への環境生活指導

・観光客が多い → 観光旅行者を含めた**アイドリング・ストップ***の義務化 等

・環境関連産業の集積 → 環境技術の研究開発・環境産業の育成、国際協力の推進

・府民の環境に関する意識が高い → 環境保全活動団体の役割の明記

エ 府民の自主的な取組を支援

・積極的な取組を行う事業者、府民等を顕彰し、地球温暖化対策を促進

・大規模な事業者、建築物等に対して、排出量削減計画書や実績報告書の提出を求め、府が公表することにより、社会的評価を通じて自主的な取組を更に促進(勧告・公表制度は設けるが、罰則は設けない。)

・中核的支援組織である「地球温暖化防止活動推進センター」、地域の取組の推進役である「地球温暖化対策地域協議会」及び「地球温暖化防止活動推進員」の役割を条例で明確に位置付け、相互の連携・協働の取組を推進

(2) 条例の主な内容

ア 13分野での地球温暖化対策

1. 府による対策 2. 事業活動 3. 建築物 4. 緑化の推進 5. 自動車交通 6. 電気機器等 7. 自然エネルギー 8. 環境物品等の購入 9. 廃棄物の発生抑制 10. 環境教育及び環境学習の推進 11. 森林の保全・整備 12. 環境産業の育成 13. 国際協力の推進

イ 主な内容と20年度の施行状況

(ア) 排出量削減計画書等の報告・公表制度

大規模な事業者や大規模な建築物を新築等しようとする者に、計画書及び実績報告書(完了届)等の提出を求め、府がその内容を公表します。

○大規模事業者 = 事業活動に伴う温室効果ガスの排出量及びその削減措置・削減目標
<施行状況>

20年度は、281の事業者から事業者排出量削減報告書の提出がありました。多くの事業者において、温室効果ガス排出量の削減に向けた積極的な取組が実施されています。

また、257の事業者から20年度から新たに始まる事業者排出量削減計画書の提出があり、今後は、新たに始まる計画期間における削減目標に基づき、事業者による確実な取組を促進していくことが必要です。

表3-17 事業者排出量削減計画・報告・公表制度の施行状況（20年11月現在）

19年度実績報告

件数	17年度実績値	19年度実績値	削減率	削減量
281	481.0万トン	459.3万トン	▲4.5%	▲21.7万トン

20-22年度計画

件数	19年度実績値	22年度目標値	削減率	削減量
257	444.7万トン	442.0万トン	▲0.6%	▲2.7万トン

○大規模建築主 = a 建築物の断熱、省エネ設備、新エネルギー*設備（太陽光等）の導入等の削減措置

b 屋上及び敷地の緑化を図るための措置 等

<施行状況>

20年度は、22件の特定建築主から、特定建築物排出量削減計画書の提出がありました（21年2月現在）。建築物の環境配慮に係る主な取組としては、屋根、壁、窓の断熱性能の向上や敷地の緑化などが挙げられています。いずれも建築物総合環境性能システム（CASBEE）の評価による環境性能のレベルは標準程度となっています。

○電気事業者 = 発電に伴う温室効果ガス排出量の削減措置・削減目標、自然エネルギーの利用拡大措置・計画

<施行状況>

20年度は、6件の電気事業者から電気事業者排出量削減報告書（19年度実績）と、5件の電気事業者から電気事業者排出量削減計画書（20年度計画）の提出がありました。今後、自然エネルギーの導入の割合を高めるなど、環境負荷の少ない電気の供給に向けた取組が計画されています。

上記計画書については、府ホームページ（URL <http://www.pref.kyoto.jp/tikyuu/>）及び府地球温暖化対策課で閲覧することができます。

(イ) 建築物等の緑化（19年4月施行）

市街化区域のうち知事が市町村長と協議して定める地域（特定緑化地域）において、1,000㎡以上の敷地に建築物の新築等をしようとする者に、建築物上と地上部に一定割合の緑化を義務付けています。

<特定緑化地域> 18年12月1日告示

福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町	市街化区域（都市計画法第7条第1項の規定による市街化区域）
京都市	京都市の定めた緑化重点地区（都市緑地法第4条第2項第3号ホに規定する地区）

<緑化計画書届出状況>

20年度（20年12月末現在）は、127件の特定建築主から、特定建築物緑化計画書の提出がありました。緑化計画面積は延べ44,519㎡で、うち屋上など建築物上の緑化分は1,901㎡です。

また、屋上緑化の推進役として活動していただく「屋上緑化推進マイスター」の認定講習会を実施し、557名をマイスターとして認定し、うち公表を希望された455名のプロフィールを京都府ホームページで公表中です。

(関連事業)

義務化に先立ち、先導的モデルとして、府庁2号館屋上600㎡を緑化整備し、18年5月から一般開放しています。

(ウ) アイドリング・ストップ（自動車等の駐車時又は停車時の原動機の停止）

- 自動車運転者 = 遵守
- 事業者 = 従業員に対する遵守指導
- 駐車場設置者 = 利用者に対する周知

<施行状況>

府民だより、ラジオ等広報媒体の活用やポスター、ステッカーの配布などにより、広く府民に啓発を行うとともに、バス、タクシー、トラック等業界団体を通じた周知、大規模事業者への周知を行っています。

(エ) 環境情報の提供

温室効果ガスの排出の少ない自動車及び省エネルギー性能の高い電気機器等の選択を誘導するため、自動車販売事業者及び電気機器販売事業者に環境情報の説明を義務付けています。

- 自動車販売店 = 新車の購入者への環境情報の説明
- 特定の電気機器（エアコンは18年4月から、テレビ・冷蔵庫は18年10月から）等の販売店 = 省エネ性能情報の店舗表示及び購入者への説明

<施行状況>

18年4月からエアコンを対象品目として府地球温暖化対策条例に基づく省エネラベル制度をスタートしました。また10月からは、国において、府等の取組を踏まえて、エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく努力義務として、エアコン・冷蔵庫及びテレビを対象品目として、全国の家電販売店の店頭で製品に表示・説明する「統一省エネラベル*」制度が実施されました。

府では、これを踏まえ、府地球温暖化対策条例施行規則及び府地球温暖化対策指針を改正し、省エネラベル表示・説明義務の対象品目を、エアコン・テレビ・冷蔵庫の3品目に拡大するとともに、省エネラベルの様式についても見直しを行い、同年10月1日から施行しています。

図3-6 省エネラベルの見直し（左：18年9月まで 右：18年10月から）



(オ) 人材育成制度（エコマイスター制度）

一定規模以上の事業者には、地球温暖化対策を推進する者「エコマイスター」の選任・届出を義務付けています。

- エコカーマイスター（大規模な自動車販売事業者における新車に係る環境情報の説明推進者）
- エコドライブマイスター（大規模な事業者におけるエコドライブの推進者）
- 省エネマイスター（大規模な家電販売事業者における特定電気機器等の省エネ性能の表示・説明の推進者）

＜施行状況＞

府の講習会には予想を上回る受講者があるなど、条例の施行に伴う意欲的な取組が進展しています。エコマイスター制度全体で1,929名（21年2月末現在）の方が講習会を修了されました。

表3-18 人材認定制度の施行状況（21年2月現在）

区分	エコカーマイスター	エコドライブマイスター	省エネマイスター
講習修了者	968名	633名	328名
趣 旨	自動車ディーラーで、低公害車の普及を推進	運輸事業者等で、エコドライブの取組を推進	家電販売店等で、省エネ家電の普及を推進
義務対象要件	年間新車販売100台以上	自動車管理台数50台以上	店舗面積1,000㎡以上

(カ) 京都地球環境の日の制定

京都議定書発効日の2月16日を「京都地球環境の日」と定め、その前後に地球温暖化防止の取組を集中的に実施することとしています。

＜施行状況＞

2月の月間を通じて、オール京都が連携し、府民や事業者が温室効果ガス10%削減に向けた具体的取組を実践する府民参加型の「DO YOU KYOTO?キャンペーン2009」を実施しました。

2月14日には、「自然環境と暮らしの結びつき」の理解を促進し、自然と共に生きる方法を考えるため、「知恵と文化の京都環境フォーラム」を南禅寺において開催しました。

表3-19 「京都地球環境の日」関連行事の概要（20年度）

行事名	実施機関	実施日・場所	行事内容
バスと電車でe c oグルメ!	京のアジェンダ21フォーラム	20年12月1日～3月31日 京都市内	京都市内で使える各種の乗り放題乗車券を利用した当日に提示すると、京都市内の協力店で特典が受けられる
おもしろワークショップ&ステージ 木屋町情熱劇場	STARLIGHT STAGE、びっくり! エコ100選実行委員会	1月24日～2月13日 元・立誠小学校	プロのアーティストが直接教えるワークショップや、音楽ライブ、落語演芸、舞台演劇など
環境マンガフェスティバル 第21回環境マンガ展	京エコロジーセンター、京都国際マンガミュージアム、地球環境を守る漫画家の会	2月7日～22日 京都国際マンガミュージアム	「地球環境を守る漫画家の会」による環境をテーマにしたマンガ作品約40点を展示
環境マンガフェスティバル 記念イベント 「館長対談～環境・人間・マンガ～」	京エコロジーセンター、京都国際マンガミュージアム	2月8日 京都国際マンガミュージアム	高月紘（京エコロジーセンター館長）、養老孟司（京都国際マンガミュージアム館長）による対談
知恵と文化の京都環境フォーラム ～低炭素社会づくりに生かす京の知恵～	京都府、大学共同利用機関法人人間文化研究機構 総合地球環境学研究所	2月14日 南禅寺	京都の知恵と文化を生かした新たな生き方や暮らし方を提案するフォーラム
年年歳歳2009京都青年団体会議	年年歳歳2009京都青年団体会議実行委員会	2月14日 グランドプリンスホテル	京都力・環境力をテーマに衣食住を通して環境問題を考えるパネルディスカッション、講演会、イベントブース
京都議定書パースデーウォーク大行進	主催：びっくり! エコ100選実行委員会 共催：京都府、京都市	2月14日 京都市内	エコ宣言をし、その思いを胸に大行進
京都議定書パースデーウォークラリー	びっくり! エコ100選実行委員会	2月14日～15日 京都市内	市内各地で行われている関連イベントに参加してスタンプを貯める
L I V E ! 京都議定書パースデー	L I V E ! 京都議定書パースデー実行委員会、びっくり! エコ100選実行委員会	2月14日～15日 元・立誠小学校	リユースパーク（フリーマーケット・ブツブツ交換show）やライブ
京都議定書発効記念活動交流会イベント ～京野菜を食べよう（地産地消）～	京都市	2月15日 みやこめっせ	脱温暖化に向けた取組を実践している団体を一同に集め、DO YOU KYOTO?を合い言葉に活動交流会を開催
環境マンガフェスティバル 記念ワークショップ 「マンガでCO2を減らそう！」	京エコロジーセンター、京都国際マンガミュージアム	2月15日 京都国際マンガミュージアム	地球温暖化やごみ減量をテーマにしたマンガ教室を親子を対象に実施 講師：高月紘（京エコロジーセンター館長）

図3-7 府地球温暖化対策条例の概要

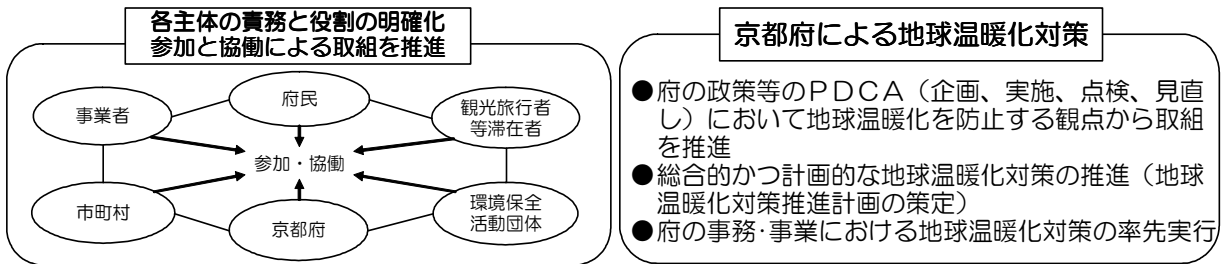
京都府地球温暖化対策条例の概要

条例制定の背景と目的

- 地球温暖化の防止は、人類共通の緊急の課題であり、今を生きる私たちの使命。
- 私たち府民は、気候変動に関する国際連合枠組条約の究極目的である気候の安定化に向けて、温室効果ガスの排出量を大幅に削減し、持続可能な社会を実現する第一歩として、2010年度（京都議定書の第一約束期間の中間年度）を目標年度とする地球温暖化対策に全力を挙げて取り組み、京都議定書誕生の地にふさわしい先導的な役割を果たしていくことを決意。
- 各主体の責務と役割を明らかにするとともに、参加と協働による取組を一層促進するための基本事項を定めることにより、地球温暖化対策の更なる推進を図るため条例を制定。

温室効果ガス削減目標

- 府内における温室効果ガスの総排出量について、2010（平成22）年度において、1990（平成2）年度に比べて10%削減を目指す。



地球温暖化対策（分野別）

<h4 style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">事業活動に係る地球温暖化対策</h4> <ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模事業者 ⇒ 事業者排出量削減計画書等の作成、提出、報告<義務化> 府 ⇒ 公表 ■ 事業者 ⇒ 環境マネジメントシステムの導入、環境報告書等の公表<努力義務> 他 	<h4 style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">自然エネルギーの利用促進による地球温暖化対策</h4> <ul style="list-style-type: none"> ■ 電気事業者 ⇒ 電気事業者排出量削減計画書等の作成、提出、報告<義務化> 府 ⇒ 公表 ■ 府民、事業者 ⇒ 自然エネルギーの優先利用<努力義務>
<h4 style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">建築物に係る地球温暖化対策</h4> <ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模建築物 ⇒ 特定建築物排出量削減計画書等の作成、提出、届出<義務化> 府 ⇒ 公表 ■ 府民、事業者 ⇒ 建築物の環境性能の向上<努力義務> 	<h4 style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">緑化の推進に係る地球温暖化対策</h4> <ul style="list-style-type: none"> ■ 大規模建築物（敷地）⇒ 緑化、緑化計画書の作成、提出、届出<義務化> ■ 事業者、府民 ⇒ 建築物及びその敷地の緑化<努力義務> 他
<h4 style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">自動車交通に係る地球温暖化対策</h4> <ul style="list-style-type: none"> ■ 運転者（徹底）、事業者（遵守指導）、大規模駐車場（周知徹底）⇒ アイドリングストップ<義務化> ■ 自動車販売事業者 ⇒ 自動車環境情報の説明<義務化> ■ 大規模自動車販売事業者 ⇒ 自動車環境情報説明推進者（エコカーマイスター）の設置<義務化> ■ 大規模自動車管理者 ⇒ エコドライブマイスターの設置 ■ 府民、事業者 ⇒ 自動車の使用抑制、エコドライブの推進、低公害車の購入、使用<努力義務> 他 	<h4 style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">電気機器等に係る地球温暖化対策</h4> <ul style="list-style-type: none"> ■ 家電販売事業者等 ⇒ 省エネ性能の表示・説明<義務化> ■ 大規模家電販売事業者 ⇒ 省エネルギー性能説明推進者（省エネマイスター）の設置<義務化> ■ 府民、事業者 ⇒ 省エネルギー型電気機器等の優先使用（購入）<努力義務> 他
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 環境物品等の購入等の促進 ■ 森林の保全・整備等 </div> <div style="width: 30%;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 廃棄物の発生抑制等 ■ 環境産業の育成等 </div> <div style="width: 30%;"> <ul style="list-style-type: none"> ■ 環境教育・環境学習の推進 ■ 国際協力の推進 </div> </div>	

推進体制の整備

- 京都府地球温暖化防止活動推進センター、京都府地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会の役割の明確化、参加・協働による取組の推進

条例の実効性確保

- 地球温暖化対策の積極的な取組に対する顕彰
- 地球温暖化対策の推進に必要な指導及び助言
- 違反者に対する勧告や氏名の公表

● 条例の見直し

目標年度である2010年度に向けて適時に見直し。

● 条例の施行期日

平成18年4月1日（一部を除く。）

④ 地球温暖化対策推進計画の策定

府地球温暖化対策条例では、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画を策定することとしています。

府では、11年3月に策定した「^{きょう}京と地球の共生計画－地球温暖化対策推進版－」の点検・見直しを行い、対策の重点化も含めて再構築し、18年10月に、新たに「地球温暖化対策推進計画」を策定しました。

なお、この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条第2項の規定による地域推進計画として位置づけられています。

(1) 計画の特徴

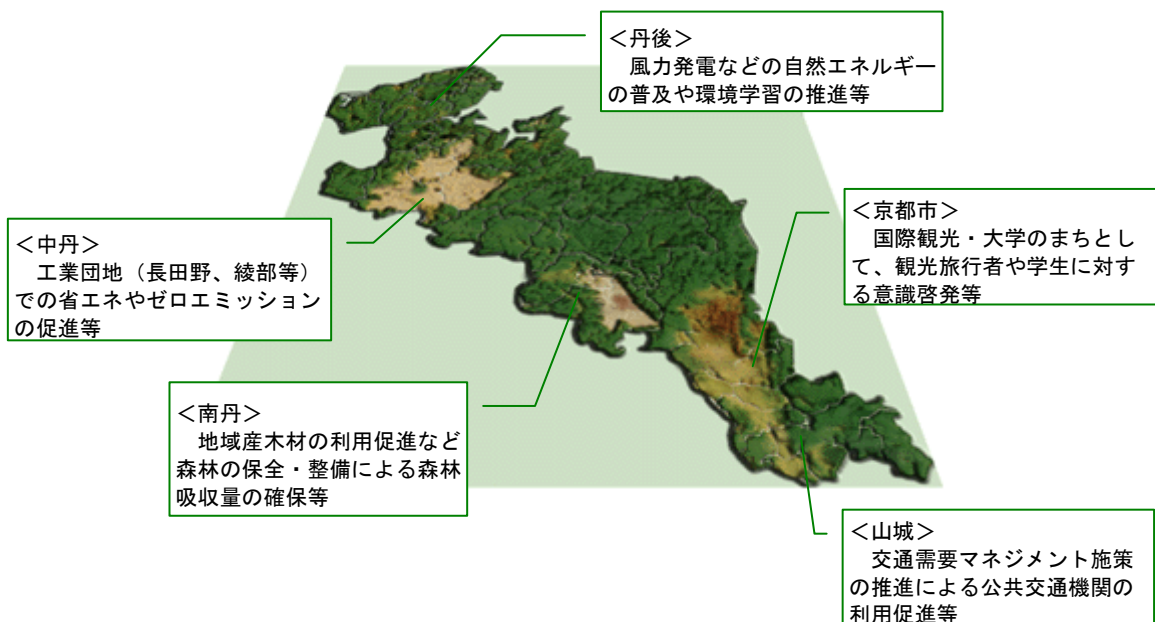
ア 目標の設定

22年度までに、府内における温室効果ガスの総排出量を、2年度比で10%削減する目標の達成に向けて、部門別の削減目標を設定（「産業」、「運輸」、「民生・業務」、「民生・家庭」の主要4部門の平均で10%削減）しています。

また、府域の特性等に応じたきめ細かな対策を推進するため、広域振興局及び京都市域の5つの地域別の重点取組目標を設定しています。

その他、府内の4分の3を占める豊かな森林を活かし、森林の保全・整備を推進するため、削減目標とは別に、約80万 t-CO₂ (5.4%) を府の森林吸収量の目標として設定しています。

図3-8 地域別の重点取組目標



イ 10%削減の取組メニューの提示

地球温暖化防止の取組を具体的な行動につなげていくため、府民をはじめ、事業者（製造業、運輸業、オフィス、ホテル）や観光旅行者等にもわかりやすく、また、取組の成果を実感しやすい行動モデル（電気・ガス、ガソリン等の使用量の10%削減メニュー）を提示しました。

今後、この取組を府民運動として展開していくこととします。

表3-20 府民にわかりやすい行動モデル～標準的な10%削減メニュー～（抜粋）

■家庭におけるエネルギー使用量の「10%削減メニュー」例

場面	行動項目	行動目標	年間節減量			年間節約額	年間削減量 (kg-CO2)
			電気	ガス	灯油		
リビング	暖房は20℃、冷房は28℃を目安に温度設定する。	エアコンの冷房温度を1℃高くする	83.32 kWh			1,833 円	28.33
		エアコンの暖房温度を1℃低くする					
		ガスファンヒーターの暖房温度を1℃低くする		8.21 m3		16 円	16.09
	家電機器は不必要なつけっぱなしをしないように気を付ける。	エアコンの冷房運転を1時間短くする	105.83 kWh			2,328 円	35.99
		エアコンの暖房運転を1時間短くする					
		蛍光灯を1時間消灯する					
		テレビの視聴時間を1時間短くする					
	ガスファンヒーターの暖房運転を1時間短くする		12.68 m3		1,889 円	24.85	
	石油ファンヒーターの暖房運転を1時間短くする			15.90 L	843 円	39.59	
キッチン	洗いのをする時は、給湯器は温度設定を出来るだけ低くする。	給湯器の温度設定を1℃低くする		4.40 m3		656 円	8.62
	煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用する。	野菜などの下ごしらえをする場合、水から沸騰させる代わりに電子レンジで下ごしらえをする		8.32 m3		1,240 円	16.31
	電気ポットは長時間使わない時には、コンセントからプラグを抜く。	電気ポットの保温時間をできるだけ短くする	107.52 kWh			2,365 円	36.56
浴室・洗面所	シャワーはお湯を流しっぱなしにしないように気を付ける。	シャワーの使用時間を1分短くする		9.24 m3		1,377 円	18.11
	温水洗浄便座は温度設定をこまめに調節し、使わない時はふたを閉めるようにする。	温水便座のふたを閉める	61.28 kWh			1,348 円	20.84
		便座の設定温度を中から弱にする					
その他	電気製品は、使わない時はコンセントからプラグを抜く。	電源スイッチをオフにする プラグを抜く	167.00 kWh			3,674 円	56.78
合計		-	524.95 kWh	42.85 m3	15.90 L	17,569 円	302.07

■マイカー利用におけるガソリン使用量の「10%削減メニュー」例

場面	行動項目	行動目標	年間節減量 (ガソリン)	年間節約額	年間削減量 (kg-CO2)
車	アイドリングはできる限りしないように気を付ける。	アイドリングストップを1日5分実施する	16.25 L	1,869 円	37.70
	無駄な荷物を積んだまま運転しないように気を付ける。	不必要な荷物を載せて走らない	0.75 L	86 円	1.74
	経済速度を心がけ、急発進、急加速をしないように気を付ける。	急発進、急加速を1日4回ずつやめる	22.40 L	2,576 円	51.97
	タイヤの空気圧は適正に保つように心がける。	タイヤの空気圧を適正に保つ	7.50 L	863 円	17.40
	自動車使用の自粛を心がける。	外出時の車の使用を控え、徒歩や自転車もしくは公共交通機関を利用する (京都市内:2回/月、京都市以外:1回/月)	31.25 L	3,594 円	72.50
合計		-	78.15 L	8,988 円	181.31

ウ 推進体制の整備

市町村における取組計画の策定をはじめ、府地球温暖化防止活動推進センターや府地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会など、地域における推進体制を整備し、地域レベルの取組を更に推進することとしています。

(2) 計画の推進

「仕組みづくり」、「人づくり」、「意識づくり」を対策の3つの柱として、13分野の重点対策を府民総参加により推進します。そのうち、早期に実施が必要なものについては、19年度改訂の「地球温暖化対策プラン」に位置付け、具体化を図るとともに、PDCAサイクルによる進行管理を徹底することとしています。

表3-21 地球温暖化対策推進計画に基づく主な施策の実施状況(21年2月末現在)

分野	対策評価指標	目標値(18~22年度)	現状値
府による地球温暖化対策	府の事務事業における温室効果ガスの削減目標	2年度比▲10%超	[2年度比2.3%] (19年度)
事業活動における地球温暖化対策	環境マネジメントシステムの導入数	1,000事業者	946事業者(KESのみ) (21年1月末現在)
	条例に基づく事業者報告・公表制度による温室効果ガスの削減	年200事業者▲5%	281事業者 ▲4.5% (20年11月末現在)
建築物における地球温暖化対策	条例に基づく特定建築物報告・公表制度による温室効果ガスの削減	年100件	92件 その他京都市内250件 (20年9月末現在)
緑化の推進による地球温暖化対策	条例に基づく建築物等緑化制度による温室効果ガスの削減	年100件	127件 (20年12月末現在)
自動車交通における地球温暖化対策	「エコドライブ宣言」事業所数	200事業所	251事業所
	条例に基づくエコドライブマイスター数	800名	633人
	低公害車の普及台数	25万台	[28.9万台]
	天然ガス自動車の導入数	500台	[588台]
	条例に基づくエコカーマイスター数	300名	968名
	「環境にやさしい配送宣言」事業所数	150事業所	155事業所
電気機器等における地球温暖化対策	環境家計簿利用世帯数	1万世帯	7,471件
	条例に基づく省エネマイスター数	300名	328名
自然エネルギーの利用等による地球温暖化対策	住宅用太陽光発電設置世帯数	4,000世帯	[7,668件] (20年9月末現在)
	府施設での太陽光発電導入量	500kW	[12施設371kW] (19年度末現在)
環境教育・環境学習の推進等による地球温暖化対策	地球温暖化防止活動推進員の増員	200名に	221名
	地球温暖化対策地域協議会の設置数	26協議会に (全市町村で設置)	11協議会
森林の保全・整備等による地球温暖化対策	森林吸収源として認められる森林面積	19万ha(80万t-CO ₂)	[12.4万ha]
	森林ボランティア団体等の数	70団体	56団体
	「ウッドマイレージCO ₂ 」認証等製品出荷量	16,000m ³	[14,253m ³]
市町村の取組	実行計画の策定	26市町村(全市町村)で策定	20市町村
	地域推進計画の策定	26市町村(全市町村)で策定	6市

* 目標値は、計画期間(18~22年度)中の増加分

* 現状値 [] 内は参考値(19年度末累計)

⑤ 施策の推進を担う機関

施策の推進にあたっては、府が直接実施すべきものなどを除き、府地球温暖化防止活動推進センターが中心となり、府地球温暖化防止活動推進員、地球温暖化対策地域協議会、府民、事業者、環境NGO、市町村等と役割を分担しながら、連携して地域における温暖化防止の取組を積極的に進めています。

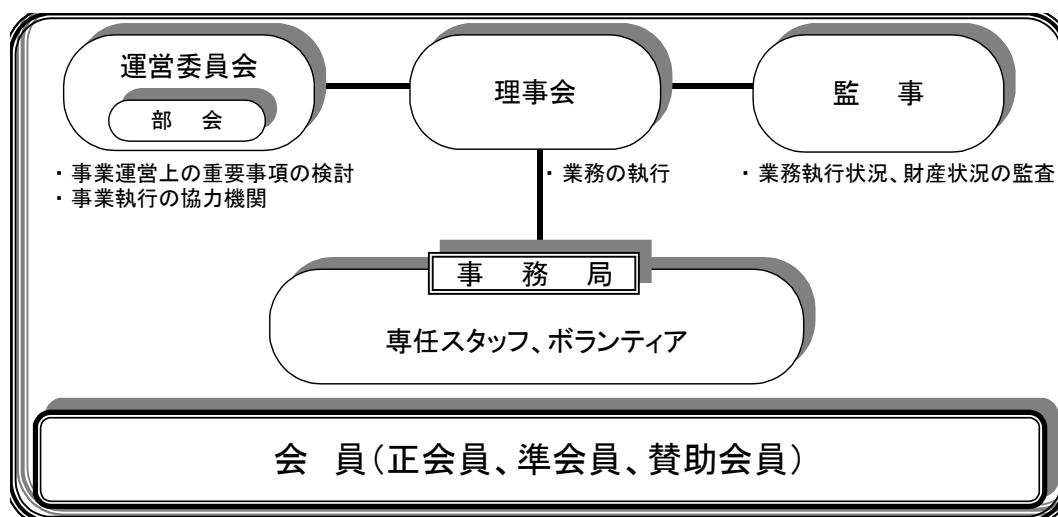
ア 府地球温暖化防止活動推進センター

府のセンター指定は全国で18番目ですが、センター指定を目指して新たに設立されたNPO*法人を指定したのは全国で初めてです。

表3-22 府地球温暖化防止活動推進センターに指定した法人の概要（20年6月末現在）

項目	内容																						
法人名	特定非営利活動法人 京都地球温暖化防止府民会議																						
所在地	京都市中京区柳馬場二条上六丁目284番4																						
目的 (定款記載事項)	地球温暖化に関する情報を収集し、府民等に対して提供するなどの普及啓発を行うとともに、様々な活動主体や地域が行う温暖化防止の取組を支援し、あるいは連携・協働して取組を推進することにより、京都府内における地球温暖化防止活動の自主的展開を促進する。																						
事業 (定款記載事項)	(1) 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての啓発・広報活動 (2) 地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図る民間団体の活動の支援及び活動への参画 (3) 地球温暖化対策についての相談・助言活動 (4) 地球温暖化対策についての調査・研究活動 (5) 調査研究の結果や収集した情報の提供活動 (6) その他、本法人の目的を達成するために必要な事業																						
会員	環境団体、府民団体、事業者団体等の129名（団体・個人）																						
役員	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>理事長</td> <td>郡 嵐 孝</td> <td>(同志社大学教授)</td> </tr> <tr> <td>副理事長</td> <td>浅 岡 美 恵</td> <td>(気候ネットワーク代表)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">理事</td> <td>栗 田 澄 子</td> <td>(京都府連合婦人会副会長)</td> </tr> <tr> <td>浅 井 利 彦</td> <td>(京都工業会専務理事)</td> </tr> <tr> <td>前 田 逸 郎</td> <td>(京都府商工会議所連合会副会長)</td> </tr> <tr> <td>宗 田 好 史</td> <td>(京都府立大学准教授)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">監事</td> <td>原 強</td> <td>(コンシューマーズ京都理事長)</td> </tr> <tr> <td>山 内 利 男</td> <td>(地球温暖化防止活動推進員)</td> </tr> <tr> <td>清 水 仁 志</td> <td>(税理士)</td> </tr> </tbody> </table>	理事長	郡 嵐 孝	(同志社大学教授)	副理事長	浅 岡 美 恵	(気候ネットワーク代表)	理事	栗 田 澄 子	(京都府連合婦人会副会長)	浅 井 利 彦	(京都工業会専務理事)	前 田 逸 郎	(京都府商工会議所連合会副会長)	宗 田 好 史	(京都府立大学准教授)	監事	原 強	(コンシューマーズ京都理事長)	山 内 利 男	(地球温暖化防止活動推進員)	清 水 仁 志	(税理士)
理事長	郡 嵐 孝	(同志社大学教授)																					
副理事長	浅 岡 美 恵	(気候ネットワーク代表)																					
理事	栗 田 澄 子	(京都府連合婦人会副会長)																					
	浅 井 利 彦	(京都工業会専務理事)																					
	前 田 逸 郎	(京都府商工会議所連合会副会長)																					
	宗 田 好 史	(京都府立大学准教授)																					
監事	原 強	(コンシューマーズ京都理事長)																					
	山 内 利 男	(地球温暖化防止活動推進員)																					
	清 水 仁 志	(税理士)																					
運営委員会	<p>○ 事業運営上の重要な事項について検討等を行うため、役員とは別に運営委員を設置</p> <p>○ 運営委員は29名（府内の各界各層から幅広く人選）</p>																						

図3-8 府地球温暖化防止活動推進センターの組織体制



イ 府地球温暖化防止活動推進員

地域のイベントでのブース出展、小学校等での環境教育、地域に根ざしたプロジェクトの企画・実践など、府内各地で、推進員による積極的な活動が展開されています。

表3-23 府地球温暖化防止活動推進員の概要

項目	内容
推進員の要件	① 満18歳以上で府内に在住、在勤又は在学の方 ② 地球温暖化防止活動に対して熱意と識見があり、自主的活動が行える方
推進員の人数	221名（20年12月末現在）
推進員の役割	府、市町村及び府地球温暖化防止活動推進センターと連携し、自ら率先して日常生活における地球温暖化防止対策を実践することをはじめ、府民と地域の要請等に応じ、きめ細やかな普及・啓発活動を行うなど、ボランティアとして、府民が地球温暖化防止の実践活動に取り組めるように先導していく。
委嘱期間	21年3月31日まで

ウ 地球温暖化対策地域協議会

地球温暖化対策協議会は、市町村、府地球温暖化防止活動推進員、住民、事業者、団体等の幅広い主体が参加する地域における地球温暖化防止活動の実践組織として、情報交換、普及啓発、地域レベルの地球温暖化防止活動を推進しています。

表3-24 地球温暖化対策地域協議会の設置状況（21年2月末現在）

市町村	協議会の名称	設立年月日	会員数	会員構成
京都市	京（みやこ）のアジェンダ21フォーラム	10年11月	団体261 個人273	市民、市民団体、事業者及び事業者団体等
宮津市	宮津市エコネットワーク	11年6月5日	15団体	学識経験者、商工会議所、校（園）長会、婦人会、企業及び環境NPO等
城陽市	城陽環境パートナーシップ会議	15年10月15日	317	市民、市民団体及び事業者
長岡京市	長岡京市環境の都づくり会議	17年3月23日	約50	会社員他
八幡市	八幡市環境市民ネット	14年8月26日	28	市民、事業者及び行政職員

市町村	協議会の名称	設立年月日	会員数	会員構成
京丹後市	京丹後エコファミリー	17年4月	26	地球温暖化防止活動推進員
宇治田原町	エコパートナーシップうじたわら	16年11月29日	124	会社員、学生、企業
福知山市	福知山環境会議	19年3月	団体18 個人8	環境系団体地球温暖化防止活動推進員
綾部市	綾部市環境市民会議	19年3月	89	市民、事業者 地球温暖化防止活動推進員
精華町	精華町環境ネットワーク会議	19年5月	72	住民、各種団体、事業者、 学生及び行政
亀岡市	亀岡市環境基本計画推進会議	21年1月	17	市民、各種団体、事業者、 校長会、地球温暖化防止活動推進員他

第2節 新エネルギーの有効利用

1 現状と課題

現在の私たちのくらしや社会は、エネルギーに支えられています。日常生活に欠かすことのできない電気やガスはもちろん、現代社会の基礎となっている交通や通信などもすべてエネルギーを利用しています。また、様々な製品の生産過程など、私たちの目に見えないところでも多くのエネルギーが消費されており、エネルギーは私たちの生活や経済活動になくてはならないものです。

しかしながら、わが国はエネルギー資源に乏しく、そのほとんどを海外からの輸入に頼っており、日本国内で産出される「国産エネルギー」は、水力、地熱、風力や若干の天然ガス等のみで、わが国が必要とするエネルギーの約4%にすぎないことから、エネルギーの安定供給の確保が重要な課題です。

また、わが国のエネルギー供給の約85%を占める石油、天然ガス、石炭などの「化石エネルギー」は、燃焼時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素（CO₂）が排出されることから、地球環境問題に対応したエネルギーの利用が新たな課題となっています。

わが国のエネルギー需要は、二度の石油危機後、省エネルギーが進んだことにより、いったん低い伸びとなりましたが、1980年代後半からは一貫して増加基調にあります。中でも住宅やビルにおける民生部門、運輸部門での伸びが著しくなっています。

19年度の府域での使用電灯・電力量は、169億7,144万8kWhで、前年に比べ約2.7%増加しています。

増加するエネルギー需要に対応しながら地球環境問題に対応していくためには、エネルギー消費を抑制するとともに、環境負荷の少ない新エネルギー、すなわち太陽光、太陽熱、風力等の再生可能エネルギー等の導入を促進していくことが緊急かつ重要な課題です。

2 新エネルギー普及の意義

わが国の温室効果ガスの排出量の約9割をエネルギー起源の二酸化炭素が占めていることから、二酸化炭素を排出しない又は排出が少ない、クリーンで再生可能な新エネルギーの普及に大きな期

待が寄せられています。

新エネルギーは、石油依存度を低下させる石油代替エネルギーであることはもとより、環境に与える負荷が小さく、資源制限が少ないエネルギーとして、地球環境問題への対応や持続可能な社会を構築する上で大きな意義を有しています。

3 新エネルギー普及の取組

①府における新エネルギーの導入

府では、これまで、「京都新エネルギービジョン」（8年度策定）や「地球温暖化対策プラン」に基づき、府施設（浄水場、下水処理場、学校等）への新エネルギーの率先導入を進めています。

表3-25 京都府施設における新エネルギーの導入状況（20年度末現在）

種 別	施 設	能 力 等
太 陽 光 発 電	京都府民総合交流プラザ	4.5kW
	京都府庁西別館	4.5kW
	農業資源研究センター及び府立大学附属農場	150kW
	山城総合運動公園	2kW
	乙訓浄水場	30kW
	宇治浄水場	40kW
	木津浄水場	100kW
	府営住宅砂田団地	10kW
	府立山城高等学校	10kW
	府立南八幡高等学校	256W
	舞鶴養護学校	10kW
	洛南浄化センター	10kW
	京都府庁本庁舎	40kW
	太 陽 熱 利 用	青少年海洋センター
福知山児童相談所		浴室給湯
伏見港公園総合体育館		温水プール、暖房
山城総合運動公園		暖房
洛南寮		浴室等給湯
南山城養護学校		厨房給湯、暖房
五条警察署		浴室等給湯
丹後海と星の見える丘公園 セミナーハウス、ゲストハウス		暖房
風 力 発 電		太鼓山風力発電所
	府立南八幡高等学校	600W
バ イ オ マ ス 発 電	木津川流域下水道 洛南浄化センター	990kW
バ イ オ マ ス 熱 利 用	丹後海と星の見える丘公園森のエネルギー工房	暖房
下 水 温 度 差 利 用	桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター	管理棟冷暖房、給湯
天 然 ガ ス コージェネレーション	京都府民総合交流プラザ	280kW
	伏見港公園プール	50kW

②住宅用太陽光発電の普及促進

新エネルギーの中でも特に潜在的な利用可能量が多い太陽光発電を、府内に普及させるため、平成20年度より住宅用太陽光発電設備を設置された方に「エコ・アクション・ポイント」を付与する事業(住宅用太陽光発電設備の設置により削減が見込まれる二酸化炭素量に応じて付与する仕組み)を開始しています。

③その他の取組

京都府ではその他、新エネルギーの普及に向けた様々な取組を進めています。

表3-26 京都府の新エネルギー事業

年 度	事業名	事 業 概 要
15～19年度	京都エコエネルギープロジェクト	NEDO委託研究事業「新エネルギー等地域集中実証研究」 ・研究内容：新エネルギーによる地域分散型エネルギー供給システムの実証研究
17～19年度	うみかぜ風力エネルギー普及モデル支援事業	丹後地域の住宅や事業所等における小型風力発電のモデル的な設置に対して補助
20年度	新エネフェア (環境フェスティバルと同時開催)	太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマス、燃料電池、LED照明などの紹介・展示